個人情報ファイル簿（単票）　No.032

| | |
|---|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 後期高齢者医療市町村システム |
| 行政機関等の名称 | 福島市長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 市民・文化スポーツ部国保年金課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 後期高齢者医療制度事務のために利用する。 |
| 記録項目 | １氏名、２住所、３性別、４生年月日、５被保険者番号、６宛名番号、７続柄、８住民区分、９取得年月日、１０適用開始日、１１取得事由、１２喪失年月日、１３適用終了日、１４喪失事由、１５返戻物管理、１６電話番号情報、１７委託先情報、１８金融機関情報、１９引き抜き情報管理、２０個人履歴情報、２１住記更新情報保守、２２住記宛名情報保守、２３ユーザ定義情報、２４送付先情報、２５口座情報、２６宛名送付情報Ｆ保守、２７障害認定登録、２８賦課情報、２９収納情報、３０滞納処分情報、３１未納情報、３２世帯収納情報 |
| 記録範囲 | 後期高齢者医療制度に加入する被保険者及び資格喪失者 |
| 記録情報の収集方法 | ・７５歳以上のすべての方は、誕生日から自動的に後期高齢者医療制度の被保険者（自動加入）<br>・６５歳以上７４歳以下で一定の障がいのある方で、申請により広域連合に認められた方は広域連合の認定を受けた日から被保険者（本人申請に基づき） |
| 要配慮個人情報が含まれているときは、その旨 | 含む |

| | | |
|---|---|---|
| 記録情報の経常的提供先 | 福島県後期高齢者医療広域連合 | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）福島市総務部総務課（市民情報室） | |
| | （所在地）〒960-8601　福島県福島市五老内町3-1 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― | |
| 個人情報ファイルの種別 | 1-1 法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） | 該当 |
| | 1-2 うち政令第21条第7項に該当するファイル | 無 |
| | 2 法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル） | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | ― | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | （実施なし） | |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 | 含まない | |
| 備　　考 | ― | |